

一般財団法人Westermayer音楽芸術協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人Westermayer音楽芸術協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都墨田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、音楽会・講習会を行うとともに、音楽に関する国際文化交流を図り、もって日本の音楽文化の発展に寄与することを目的とする。

その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 音楽会の開催
- 2 音楽講習会の開催
- 3 音楽に関する国際交流
- 4 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第6条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第10条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第11条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款で定める事項に限り決議する。

(開催)

第12条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第13条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、出席した当該評議員の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員及び理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名
- (2) 監事 1名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、理事長に就任する。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ず

るものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者（当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、当該理事の使用人等）を含む。）である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事はこの法人又はこの法人の子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

3 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第21条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会において解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

第2節 理事会

(権限)

第23条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第24条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 理事会の招集通知は、理事会の日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第26条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

- 2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第29条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第30条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第31条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第 3 2 条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第 6 章 附 則

(最初の事業年度)

第 3 3 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 3 月末日までとする。

(法令の準拠)

第 3 4 条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。